

文部科学省

MINISTRY OF EDUCATIONAL,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省における 児童虐待防止に関わる施策について

令和3年8月

令和3年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

文部科学省における児童虐待防止への対応

✓ 児童虐待防止に向けては、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

1. 学校等における児童虐待防止への対応

- ① 学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知
 - 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならぬことを周知。
- ② 児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施
 - 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知
 - 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、周知
 - 養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布
 - 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知
 - 独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ
- ③ 生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知
 - 要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進
 - スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実
 - SNS等を活用した相談体制の整備
 - 法務の専門家(スクールロイヤー)を活用した教育委員会における法務相談体制の整備 等

2. 家庭教育支援を通じた児童虐待防止への対応

- 地域における家庭教育支援の取組において、真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)等の充実
- 家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等

※下線部分は、令和3年度予算等関係

1. 学校等における児童虐待防止への対応

児童虐待の迅速・的確な対応（平時）

関係機関との連携の強化（虐待防止法第4条第1項、第5条第2項）

- 学校、教育委員会は、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2）へ参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図る。
- 児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席したり、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めたりするなどして、児童虐待の防止等のために関係機関との連携の強化に努めること。

学校等から児童相談所への情報提供（虐待防止法第13条の4関係）

- 学校その他児童の教育に関係する機関及び学校の教職員その他児童の教育に関連する職務に従事する者は、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる（国立・公立・私立の学校等）。

学校等間の情報共有

- 幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。
- 個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断する。

児童虐待等に係る研修の実施

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月）の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

児童虐待の迅速・的確な対応（発見時）

児童虐待の早期発見（虐待防止法第5条第1項関係）

- 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
- ① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）
児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握。
- ② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）
健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及びネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意。

虐待を発見した場合

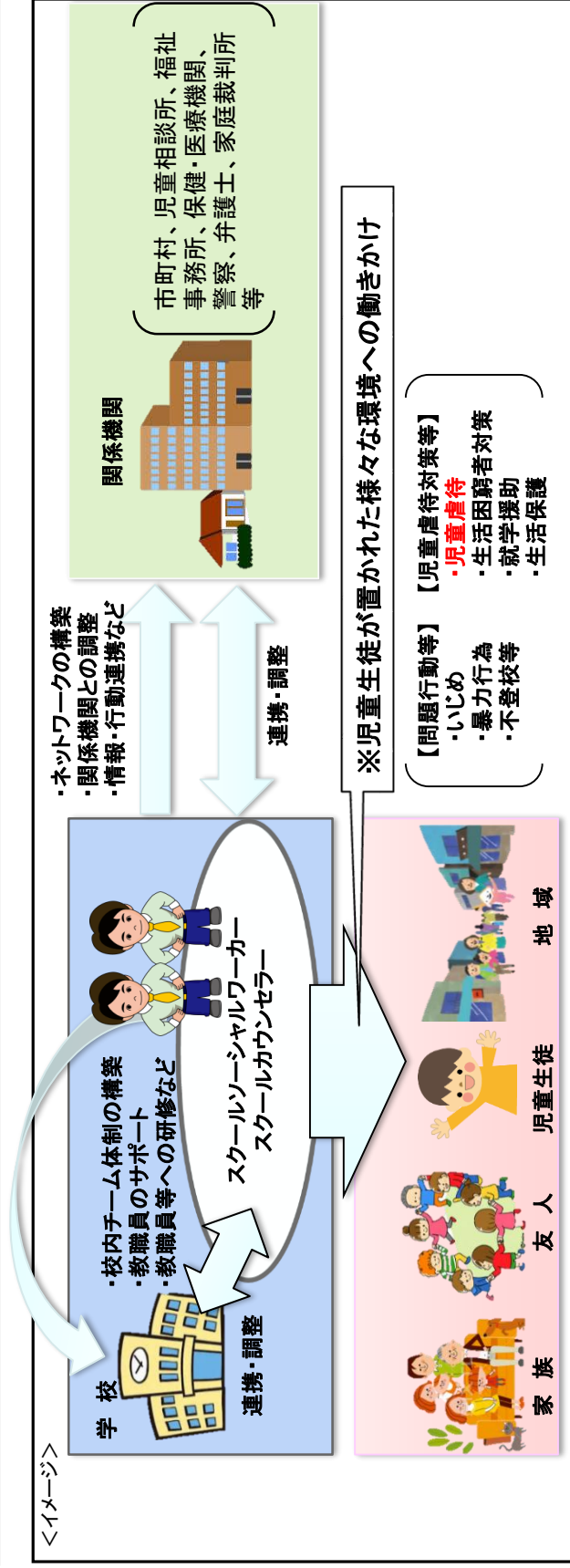
児童虐待への早期対応（虐待防止法第6条第1項関係）

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならぬ。
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。

学校での早期発見と適切な初期対応の推進

現 状

- 児童虐待の対応については、法令に基づき、早期発見・通告・情報提供が重要。
- 一方、関係機関が協力・連携して対応することが必要であり、更なる体制整備が必要。



対 応

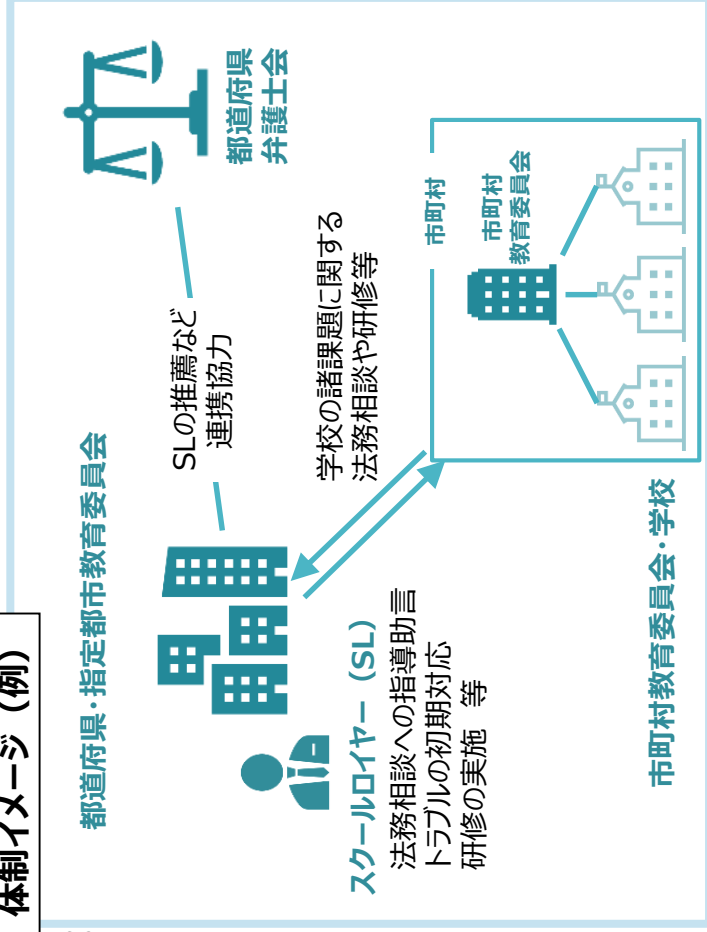
- 学校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配置を充実。
 令和3年度予算額 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,938百万円、10,000中学校区【1,806百万円】
 スクールカウンセラー等活用事業 5,278百万円、27,500校【4,866百万円】
 ※【 】は、昨年度予算額
- **加えて、虐待対策のための重点加配。** SSW:1,500校 SC:1,200校
- SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進。

教育行政に係る法務相談体制の充実について

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

体制イメージ（例）



域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。

（指定都市についても都道府県に準じて措置）

法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

・日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置。

・各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士会との連絡調整などについて、アドバイスを実施。（利用に係る問い合わせは下記窓口まで）

【スクールロイヤー配置アドバイザーへの問い合わせ窓口】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
TEL： 03-6734-4678 E-mail： linkai@mext.go.jp

② 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

・法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成。また、令和3年1月に説明会を実施。

③ 法務相談体制の整備状況に関する調査

・令和3年度に、自治体におけるSLの配置などの法務相談体制の整備状況について調査を実施予定。

SNS等を活用した相談事業

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))
 [平日1日] (令和元年度)

10代：携帯電話3.3分、固定電話0.4分、ネット通話9.2分、ソーシャルメディア64.1分、メール利用16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

対象
校種

- ①②小学校・中学校、高等学校等

対象
経費

- ①報酬、期末手当等
 ②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

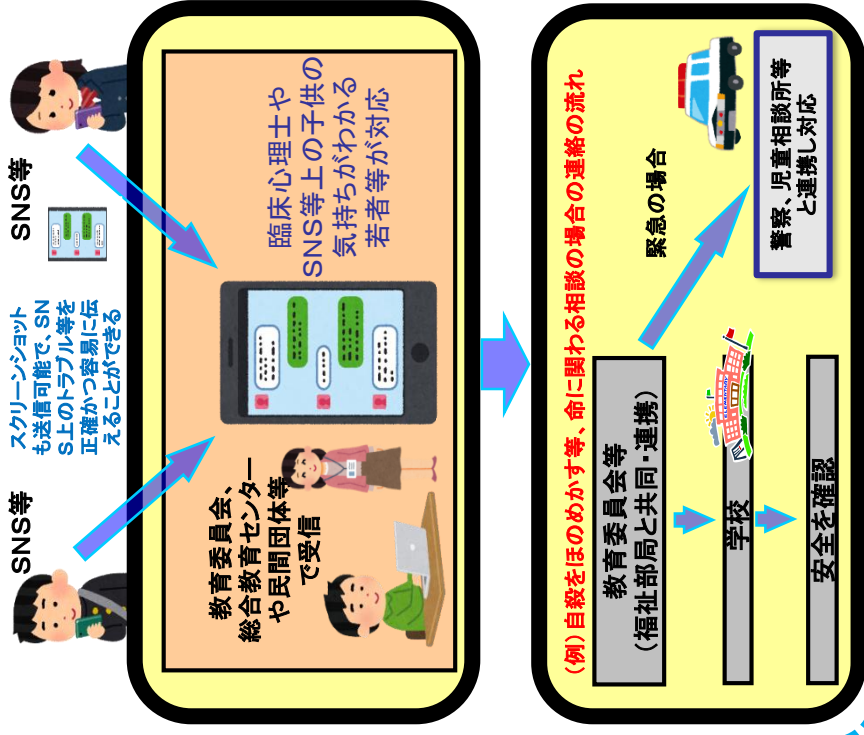
実施主体
委託先

- ①都道府県・指定都市
 ②民間団体等

補助割合
委託箇所数

- ①国：1 / 3 都道府県・指定都市：2 / 3
 ②1箇所

【イメージ】SNS等を活用した相談



学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)

学校等と市町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づき対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

➡ 平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
 - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 2. 通告の判断に当たって
 - ・学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
 3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
- ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
 - ・ 通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
 - ・ 一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
 - ・ 要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり
 - ・ 虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・ 保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・ 子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。
 - ・ 学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引き継ぎ
 - ・ 転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引き継ぎを行う。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（平成31年2月）

(1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。

(2) 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応。

市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。保護者との関係等を重視しすぎること、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すること。

(※) 学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所

(3) 保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することし、関係機関が連携して対応。

(4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

(5) 研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

2. 家庭教育支援を通じた児童虐待防止への対応

○地域における家庭教育支援の取組

児童虐待防止の観点も含め、問題を抱え孤立しがちな家庭等に対し、アウトリーチ型家庭教育支援を行う。

・家庭教育支援チームによる支援の推進

地域人材の養成を通じて家庭教育支援チーム(※)の組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会への提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施することで、家庭教育支援を総合的に推進する。

※**家庭教育支援チーム**: 子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材を活用して、保護者への学習機会や情報提供、相談対応等、地域の実情に応じた多様な支援を行う体制

【ロゴマーク】



家庭教育支援チーム

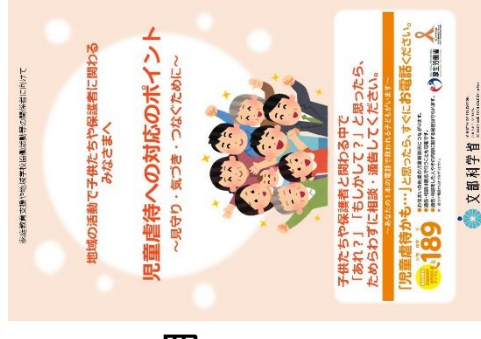
・地域における家庭教育支援基盤構築事業(補助事業)の実施

各地域における、家庭教育支援に関する推進体制の構築、家庭教育支援の取組の推進に加え、真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)など、地域の実情に応じた取組を支援。

○児童虐待への対応のポイント(手引き)

地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント(手引き)」を作成(令和元年8月(令和3年3月一部改訂))し、その活用を周知。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm



地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
北海道府県	1/3
市町村	1/3

令和3年度予算額 75百万円
 (前年度予算額 75百万円)



● 地域全体で家庭教育を支える必要性

- 核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加
 (児童18歳未満のいる世帯のうち、共働き世帯：949万世帯(H9)→1,240万世帯(R2))
 (児童18歳未満のいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合：4.5%(H10)→6.5%(R1)【約72万世帯】)
- 身近に子育ての悩みを相談できる相手がいらない
 (地域において子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合：28.1%(R2))

● 真に支援が必要な家庭へのアウトリーチ型支援の必要性

- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
 (児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11)→193,780件(R1))
- 全児童・生徒数に占める不登校児童生徒の割合は増加
 (不登校児童生徒の割合：小学生0.32%(H20)→0.83%(R1) 中学生2.89%(H20)→3.94%(R1))
- コロナ禍での生活不安やストレスによる児童虐待等のリスクの高まりが懸念

事業内容

地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進するため、真に支援が必要な家庭に寄り添い届けるアウトリーチ型支援の取組を含め、各地方公共団体が実施する家庭教育支援を担う人材の養成や「家庭教育支援チーム」の組織化等の推進体制の構築、保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等の取組を支援する。

◆ 地域全体での家庭教育支援の取組推進

※ 地域の実情に応じて、以下の取組を行う地方公共団体（都道府県、市区町村）を支援（計1,000箇所）

家庭教育支援に関する推進体制の構築

- ＜主な内容＞
- 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成
 ・子育て経験者や元教員、民生委員、児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参画を促進
 - 家庭教育支援員等の配置
 ・小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化
 - 「家庭教育支援チーム」の組織化
 ・地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

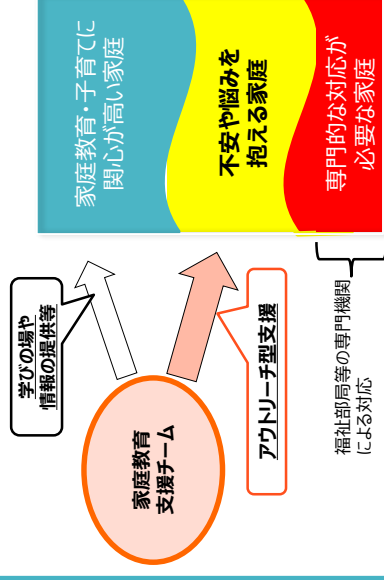
家庭教育支援に関する取組の実施

- ＜主な内容＞
- 保護者への学習機会の効果的な提供
 ・就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供
 - 親子参加型行事の実施
 ・親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やポラナテア活動、地域活動等のプログラムを展開
 - 家庭教育に関する情報提供や相談対応
 ・悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

真に支援が必要な家庭への対応（アウトリーチ型支援）

- 家庭教育支援員等に対する研修
 ・子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援
 ・育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施

＜地域における家庭教育支援（イメージ）＞



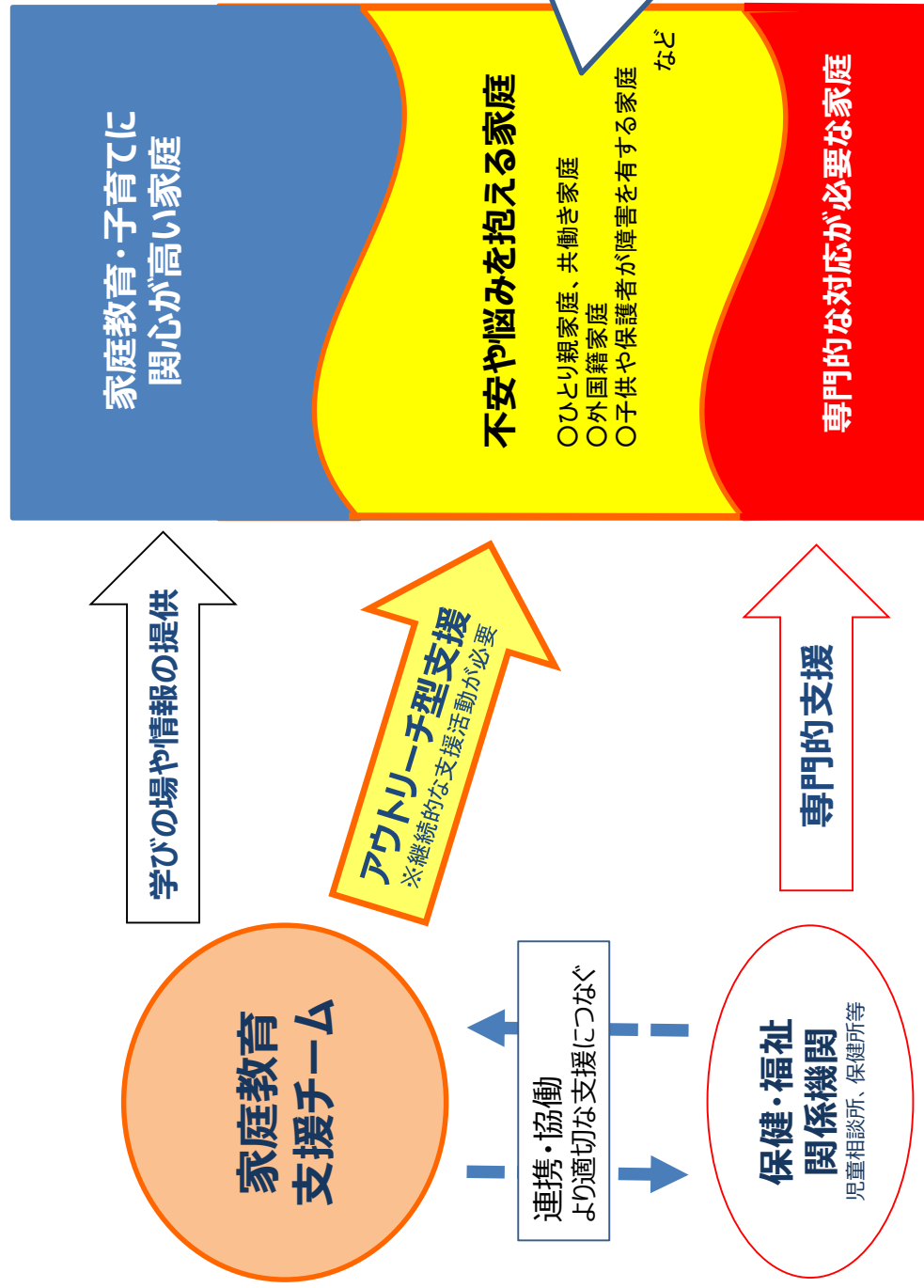
全国のような地域において、それぞれの実情に応じた家庭教育支援の取組を実施

身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる
 保護者の割合の改善〔28.1%（R2）〕

家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築

地域における家庭教育支援（イメージ）

家庭を取り巻く環境が変化（核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加など）する中、今般のコロナ禍で子育てに不安や悩みを抱える家庭の増加が懸念され、寄り添い届ける支援（アウトリーチ型支援）の必要性が高まっている。



「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつなかりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性が高まっている**ことを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**。

チームの構成・業務

○ 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。

○ 主な取組は、以下のとおり。

- (1) 保護者等への学びの場の提供
- (2) 保護者等への地域の居場所づくり
- (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に向いて届ける支援）

＜活動事例＞

親子の交流の場の提供



親子でアクセサリー作り開催の様子
(大甲エージェンシ/宮城県石巻市)

啓発資料

○ 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。
(平成28年2月)



○ 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。
(平成30年11月)



国による支援

＜文部科学大臣表彰＞ ※平成29年度より実施【隔年】

- ・ 地方公共団体（都道府県・指定都市）からの推薦等によるチームの表彰。
- 令和元年度は、全国28チームの活動を優れた活動として選定し、文部科学省講堂において表彰式を実施。表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。

＜補助事業による推進＞

- ・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業（1/3補助事業）において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

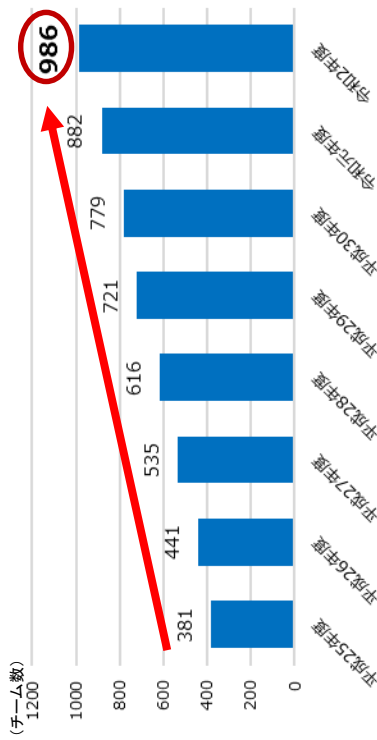
＜チームの登録制度＞

- ・ 「家庭教育支援チーム」の設置促進とともに、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。【→登録チームは、ロゴマークを使用可】



「家庭教育支援チーム」登録制度について

家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの（各年度末現在）

「意味あるムダ話」で保護者をエンパワメント！保護者が元気になることで、子供も元気に！

取組の背景・ねらい

◆状況と背景

- ・毛織物工場の跡地や田畑が住宅地になったことによる新規移住者の増加と核家族の増加に伴う、地域のつながりの希薄化
- ・共働き世帯やひとり親世帯をはじめ、生活に余裕がない家庭の増加
- ・学校との関係を構築しにくい家庭の増加

◆ねらい

- ・保護者の「エンパワメント」

◆チームの活動

- ・保護者の話に耳を傾け（傾聴）、保護者の気持ちに寄り添います。
- ・保護者と信頼関係を築いて、学校などをつなぎます。
- ・保護者が「エンパワメント」されてきたらフェードアウトします。

取組内容

◆家庭訪問型支援

- ・子育てに困り感を感じながらも周りになかなか相談できない保護者に対して、家庭教育支援サポーターが家庭訪問を行います。訪問する時間帯などについても保護者の状況にあわせ、傾聴の姿勢で保護者の気持ちに寄り添います。

◆小学校配置型支援

- ・小学校に担当サポーターを配置します。
- ・教員と情報共有を密にとりながら、登校の様子や授業の様子を見守り、気になる子（家庭）の早期発見と早期対応をめざします。



◆福祉部局との密な連携による「つなぎ」の多様化

- ・乳幼児期（妊娠期も含む）から小・中学生の子供をもつ保護者全てを対象に支援しています。
- ・**心理職や要保護児童対策地域協議会職員、保健師、就学前施設等とも連携**しながら、保護者が信頼を寄せる人物からサポーターに「つなぎ」ます。

取組成果

- ◆保護者が子育てに前向きになることによって、子供の問題行動等（落ち着きのなさ、暴力的な素行、不登校状態）にも改善傾向が見られるケースが増えています。
- ◆福祉部局と連携することによって、これまでなら学校がサポーターにつなげることができたことが困難だったケースでも、スムーズにつなげることができるようになりました。

今後の展望

- ◆福祉部局との連携を密にとりながら、1人でも多くの保護者へサポーターの支援が届けられるよう努めます。
- ◆予防的支援の観点からも、非認知能力の重要性を周知する場や保護者同士の交流の場をこれまでよりも積極的に設けていきます。